高齢者・障害者又はホームレスに対する法律援助	イ　生活保護申請等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。	54,000円	
	ロ　生活保護申請に係る審査請求等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。	108,000円	関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合は、減額することができる。

備考

1　通訳人の基準は、法律相談における通訳費用と同様とする。

2　翻訳費用は、Ａ４サイズ１枚当たり4,500円（消費税込み）とする。

別表第２　現実的利益がある場合の報酬相当分の基準（第２条関係）

事業区分	援助内容	弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込み）	備考
現実的利益がある場合の報酬（外国人・子ども）	和解、訴訟等	①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下であるときは、当該金額の12.96％とする。 ②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下であるときは、1,000万円を超える部分の8.64％に当たる金額を①により算出される金額に加算する。 ③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下であるときは、5,000万円を超える部分の6.48％に当たる金額を①及び②により算出される金額に加算する。 ④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を超える部分の5.4％に当たる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。	
現実的利益がある場合の報酬（犯罪被害者）	継続相談、被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述付添い、刑事記録閲覧謄写、加害者との対話、刑事手続における和解の交渉（示談交渉を含む。）、犯罪被害者給付金の申請、報道機関への対応・折衝等	①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下であるときは、当該金額の12.96％とする。 ②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下であるときは、1,000万円超える部分の8.64％に当たる金額を①により算出される金額に加算する。 ③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下であるときは、5,000万円を超える部分の6.48％に当たる金額を①及び②により算出される金額に加算する。 ④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を超える部分の5.4％に当たる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。	刑事手続における和解の交渉（刑事手続に付随する示談交渉を含む。）において、被援助者が現実に財産的利益（犯罪被害者等給付金を除く。）を得た場合とする。